

# 立命館法學

2018年 第3号

## 論 説

- ドイツの治安法制における立法事後評価 (1) …… 植 松 健 一…(1)
- 死刑を克服するための羅針盤…… 生 田 勝 義…(46)  
——軽視されてきた生命権から考える——
- 詐欺罪における構成要件の結果の意義  
及び判断方法について (4) …… 佐 竹 宏 章…(81)  
——詐欺罪の法制史的検討を踏まえて——
- 現代中国の犯罪体系の行方…… 孫 文…(131)
- フランスにおける不法行為責任の客観化と  
集団的補償システム (1) …… 山 田 希…(210)  
——リスク社会の進展に伴う民事責任の変容——
- 中国民事訴訟法における既判力制度について (1) …… 朱 省 志…(242)
- 紛争国家の少数民族統合 (2・完) …… 西 村 め ぐ み…(271)  
——コソボ・セルビア人選挙参加と地方分権化をめぐる論争——

## 研究ノート

- 大審院 (民事) 判決の基礎的研究・13…… 木 村 和 成…(296)  
——判決原本の分析と検討 (大正11年8・9・10月分) ——

## 紹 介

- A・エーザー＝W・ペロン編  
『ヨーロッパにおける刑事責任および刑事制裁の  
構造比較——比較刑法理論への寄与』(6) …… 松 宮 孝 明 (共編)…(353)  
安 達 光 治

## 資 料

- 刑法によるナチの過去の克服に関する3つの論考…… 本 田 稔 (訳)…(398)  
——ヨアヒム・ペレルス、ミヒャエル・グレーヴェ、トム・セゲフ——